

ストラテジストの眼

価値向上計画で韓国株式市場は変わるのか？

- 足元で日本のTOPIXと韓国のKOSPIはデッドヒートを続けています。日本の株式市場では「東証要請」が話題ですが、韓国の株式市場でも「価値向上計画」が注目を集めており、足元では海外投資家による韓国株投資が拡大しています。
- 韓国では4月に総選挙が控えることから株価対策との見方もあるようですが、先行事例である日本の存在や、より実効的な措置が加わる可能性を考慮すると、期待をもって見ることができそうです。

1. 1990年代後半に始まった韓国のコーポレートガバナンス改革

3月8日のTOPIXは2726.80と前日比0.3%高で引けました。TOPIXは順調に上昇してきましたが、1989年12月18日に付けた史上最高値(2884.80)にはまだ5%ほど距離を残しています。足元でこのTOPIXとデッドヒートを繰り返しているのが韓国のKOSPIで、3月8日の引け値は2680.35でした。KOSPIは韓国証券取引所のメインボードの全上場銘柄からなる株価指数で、20%程度がサムスン電子1社で占められていると見られます。

日本の株式市場では「東証要請」が話題ですが、韓国の株式市場でも「価値向上計画」が注目を集めています。韓国のコーポレートガバナンス改革は、1990年代後半のIMF(国際通貨基金)による経済・金融支援がきっかけでした。日本では2014年に(責任ある機関投資家の諸原則を示す)スチュワードシップ・コードが、2015年に(上場会社のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した)コーポレートガバナンス・コードが策定されましたが、韓国でも1999年にコーポレートガバナンス・コードが、2016年にスチュワードシップ・コードが策定されました。

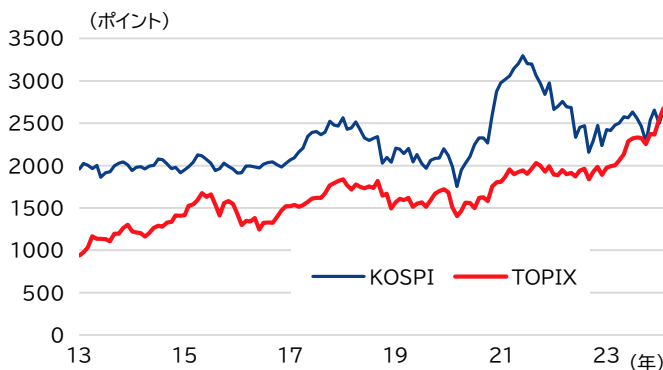
2. 価値向上計画で韓国株式市場は変わるのか？

長期にわたって韓国株の評価が海外株よりも低いという状況は「韓国株ディスカウント」と呼ばれてきました。この状況に対して韓国政府はさまざまな取り組みを行ってきましたが、2024年1月に韓国金融委員会が価値向上計画の導入を発表して以降、韓国のコーポレートガバナンス改革に再び関心が向かっています。韓国の多くの企業は日本企業以上に株主還元へ消極的ですが、2月26日に韓国金融委員会は価値向上計画のガイドラインを示し、①企業価値向上に取り組む企業を対象にさまざまな税制支援やインセンティブを提供する、②こうした企業への投資が活発化するように、9月末までに「韓国価値向上指数」を開発し、年内にETFを設ける、という方針が示されました。次のアップデートは5～6月に行われる予定ですが、東証の取り組みも参考に、上場企業が自ら企業価値向上計画を策定し、定期的に開示することも検討されているようです。

足元で海外投資家による韓国株投資が拡大しているのは、こういった改革への期待感が一因です。韓国では4月に総選挙が控えることから株価対策との見方もあるようですが、先行事例である日本という存在があることや、ペナルティという日本以上に実効的な措置が加わる可能性を考慮すると、期待をもって見ることができそうです。こういった取り組みが実れば、中国株投資の振り向け先としての存在感も高まるでしょう。

図表1 韓国株と日本株の推移

(期間 2013年1月～2024年2月、月次)



図表2 海外投資家による韓国株買越額

(期間 2013年1月2日～2024年3月7日、日次)



(図表1～2の出所) Bloombergデータを基にSBI岡三アセットマネジメント作成

留意事項

SBI岡三アセットマネジメントについて

商号：SBI岡三アセットマネジメント株式会社

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長(金商)第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

投資信託のリスク

- 投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

留意事項

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

お客様にご負担いただく費用

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入金額（購入価額×購入口数）×上限3.85%（税抜3.5%）
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率2.046%（税抜1.86%）
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。
なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料
監査費用：純資産総額×上限年率0.0132%（税抜0.012%）
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。■投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成日時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

(2024年2月末現在)

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)